

岡山大学附属図書館が保有する歴史資料等に記録された個人情報の適切な管理に
関する内規

(平成23年 3月 8日 学長決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学附属図書館（以下「図書館」という。）が保有する歴史資料等に記録された個人情報の適切な管理について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において「歴史資料等」とは、国立大学法人岡山大学文書管理規程（平成21年岡大規程第55号）第2条第2号ロの歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料をいう。

2 この内規において「個人情報」とは、個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合し、特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第3条 附属図書館長又は分館長（以下「館長」という。）は、個人情報が記録されていると認められる歴史資料等について、当該個人情報の漏えいを防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- 一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- 二 個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- 三 その他個人情報漏えい防止のために必要な措置

(研修)

第4条 館長は、職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、図書館が保有する歴史資料等に記録された個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年 3月 8日から施行する。